

## 「福島県安心耐震サポート事業」 部分耐震改修工事に係る技術基準

### (目的)

第1条 福島県安心耐震サポート事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第6号の規定に基づき、主たる居室に特化して補強又は改修を行う工事に係る技術基準（以下「部分的耐震基準」という。）を以下のとおり定める。

### (用語の意義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 「主たる居室」とは、寝室や居間など滞在時間が長い居室で1階にある室をいう。
- 二 「部分評点」とは、第4条に定める計算方法により算出した、木造住宅の主たる居室の耐震性の評価をいう。
- 三 「家具等」とは、タンス・食器棚等の家具類及び冷蔵庫等の電気製品等で、当該部分の高さが主たる居室の床面から1.2メートル以上にあるものをいう。
- 四 「家具等の転倒防止措置」とは、地震による家具等の転倒を防止する工事をいう。
- 五 「改修」とは、第3条に規定する部分的耐震性能を有する木造住宅とするために行う工事をいう。

### (部分的耐震基準)

第3条 部分的耐震性能を有する木造住宅とは、次の各号に掲げる条件を満足するものとする。

- 一 主たる居室の部分評点が1.5以上であること
- 二 改修を行う場合にあつては、改修後の上部構造評点が、改修前の上部構造評点を下回らないこと
- 三 主たる居室において、家具等の転倒防止措置が施されていること

### (部分評点の計算方法)

第4条 部分評点の計算方法は、以下のとおりとする。

- 一 主たる居室を構成する壁構面において囲まれた区画の各方向について、その区画部分の床面積を対象として必要耐力及び保有する耐力、並びに次の式により部分評点を算出し、その最小値を当該主たる居室の部分評点とする。ただし、連続した複数の室で主たる居室とする場合は、これら複数の室を一として前段の規定を適用する。

$$\text{部分評点} = \text{必要耐力} / \text{保有する耐力}$$

- 二 必要耐力及び保有する耐力の算定は、一般診断法の必要耐力及び保有する耐力の算定における「各階」を「主たる居室」と読み替えて適用する。
- 三 前号の保有する耐力を算定する場合においては、劣化低減係数(D)は1.0とする。ただし、当該構面を構成する既存の壁（耐力を算定するものに限る。）、柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。
- 四 部分評点の計算は、以下の流れに沿って、別添『部分評点計算シート』により行うこ

ととする。

- i 部分評点を計算する主たる居室を設定する。
- ii 主たる居室の面積、耐震診断の条件から、主たる居室の『部分必要耐力』を算出する。
- iii 特定居室の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分保有耐力』を算出する。
- iv 部分評点を算出する。

（適用範囲）

第5条 この基準は、福島県内に存する耐震診断の適用が可能な既存の木造住宅において、適用する。

（その他）

第6条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日より適用する。

## 「部分的な耐震改修に係る技術基準」に基づく『部分評点』の計算方法

### (計算の概要)

特定居室を構成する壁構面において囲まれた範囲を対象として、その部分の面積に応じた地震に対する必要耐力及び、保有耐力を算出し、当該範囲における X 方向及び Y 方向における部分評点を算出する。

### (計算の条件)

1. 必要耐力の算定は、耐震診断における一般診断法（精算法）に準じて行う。
2. 耐震補強を行う構面の保有耐力の算定は、劣化低減係数（D）を 1.0 とする。  
※この際、当該構面を構成する既存の柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。

### (計算の実施)

別添、『部分評点計算シート』による

### (計算の流れ)

1. 部分評点を計算する特定居室を設定する。
2. 特定居室の面積、耐震診断条件から、特定居室の『部分必要耐力』を算出する。
3. 特定居室の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分保有耐力』を算出する。
4. 部分評点を算出する。  
部分評点 = 『部分保有耐力』 / 『部分必要耐力』

### (判定)

部分的耐震性能に必要な条件  
部分評点  $\geq$  1.5